

仕様書

- 1 件 名 令和8年度古河市古河駅西口地区人流データ分析業務
- 2 履行場所 古河駅西口地区
- 3 履行期間 契約日の翌日から令和9年3月13日まで
- 4 委託内容
 - (1) スマートフォンの位置情報やGPS、基地局等の人流データを活用し、古河駅西口地区を対象とした平常時及びイベント開催時の人流データの取得・分析・提供
 - (2) 分析結果から市が取り組むべき具体的な施策や戦略、重点的に取り組む施策等の提案
 - (3) 調査結果及び分析評価の報告

※詳細は、別紙「令和8年度古河市古河駅西口地区人流データ分析業務仕様内訳」のとおり
- 5 支払条件 業務完了後一括払い
- 6 基 準
実施にあたり、本仕様書によるものほか関係法令、技術基準、規則等に基づき入念に行うこと。
なお、仕様書の優先順位は下記による。
 - (1) 説明事項（質疑応答集を含む）
 - (2) 仕様書（本書）
 - (3) 令和8年度古河市古河駅西口地区人流データ分析業務仕様内訳（別紙）
- 7 疑義・軽微な変更
本仕様書等に不明が生じた場合には、速やかに係員と打ち合わせの上決定し、明記がなくても当然必要となる事項及び軽微な変更は、協議の上、受託者の負担において処理する。
- 8 仕様変更
原則として設計（仕様）の変更は行わないが、事情により設計変更に伴う変更・追加等が生じた場合には、その都度費用の増減見積書を提出のうえ、双方協議により決定する。なお、見積単価は本契約時の単価に基づくものとする。
- 9 共通注意事項
本契約の履行においては委託業務約款及び下記の事項を遵守しなければならない。
 - (1) 受託者は、契約の履行上、委託者から提供された情報については、当該業務のみに使用し、目的外に使用してはならない。また、当該業務の結果（業務実施の過程において得られた記録等を含む。）を第三者に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。これは受託業務終了後も同様とし、作業者にも徹底して順守させなければならないものとする。
 - (2) 受託者は、委託者から提供された情報その他知り得た情報等について、委託者の指示に基

づき契約満了時に返還又は破棄しなければならない。

- (3) 受託者は、当該業務の実施過程で知り得た情報の外部への漏えい若しくは目的外利用が認められ、又はそのおそれがある場合には、その旨を速やかに委託者に報告しなければならない。
- (4) 委託者は、前項の報告を受けたときは、必要に応じて当該事故等の内容を公表するものとし、受託者は、その公表に際し必要な協力をを行うとともに、異議を申し立てることはできないものとする。
- (5) 契約の履行中及び契約期間満了後において、受託者の責めに帰する事由による事象に伴い、委託者又は第三者に損害が生じたときは、受託者がその損害を賠償しなければならない。
- (6) 受託者は、個人情報保護の重要性を認識し、当該業務実施についての個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57条）等関係法令のほか、個人情報の漏えい、滅失、改ざん又は毀損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。
- (7) 受託者は、委託業務の全部または主要な部分を一括して第三者に委託してはならない。
ただし、予め書面により委託者の承認を得たときにはこの限りでない。
- (8) この仕様書に定める事項については、受託者と同様に、再委託先においても遵守するものとし、受託者は、再委託者がこれを遵守することに関して、一切の責任を負う。

1 目的

本業務は、スマートフォンの位置情報やGPS、基地局等の人流データを活用し、古河駅西口地区の平常時やイベント開催時の人の流れや滞留の状況を属性データ及び人流データを取得・分析し可視化することで、市の中心市街地である古河駅西口地区の商店街の活性化やまちの賑わい創出のための施策立案、また、イベントの効果検証等の基礎資料とすることを目的とする。

2 業務委託期間

契約日の翌日から令和9年3月13日まで

3 人流データ分析業務

(1) 人流データの取得方法

スマートフォンの位置情報やGPS、基地局等を想定。

(2) 対象エリア

古河駅西口地区（別添「地図」参照）

(3) 取得内容

古河駅西口地区の平常時及びイベント開催時の性別、年代、居住地等の属性データを活用し、滞在人口分析、来訪者の属性分析、居住地分析や動線分析などを想定。

(4) 人流データの分析結果の利活用イメージ

- ①イベントの効果計測（イベント前後と期間中の来訪状況比較や周遊性の把握など）
- ②今後のイベント開催に有効活用
- ③データに基づく今後の産業戦略
- ④ターゲットの明確化

(5) 調査方法、調査期間、把握できるデータの内容、分析方法などは提案によるものとする。

提案内容の考え方も併せて記すこと。

(6) その他

- ①調査期間よりも遡り、データ収集が可能である場合、その可能期間を提案すること。
- ②イベントは、古河花火大会（8月）、古河駅前夜市（9月）、古河よかんべまつり（11月）、古河提灯竿もみまつり（12月）などを想定
- ③分析結果の総括及び市が取り組むべき具体的な施策や戦略、重点的に取り組む施策等につ

いて提案すること。

④人流データの分析等から取得したデータの外部提供

- ・取得したデータを基にした資料は、外部発表（市からのプレスリリース、市HP、SNSへの掲載等）が可能であること。
- ・本業務で調査されたデータに関して、令和8年度実施予定の（仮称）産業ビジョン策定業務に於いて、産業ビジョン策定のため、外部組織へ必要なデータの提供が可能であること。
- ・観光協会等の本市と連携し施策を実施する団体等に対して、必要なデータの提供が可能であること。
- ・委託者は、成果物を施策の立案、実施、評価及び広報等の目的の範囲内において、使用、改変、複製及び転載を行えるものとする。

4 成果物の納品

提出物は、特に指定がない限り、印刷物2部及び電子データ一式とし、原則、日本語表記とする。作成書類は「A4 サイズ両面印刷、カラー出力」を基本とし、どうしても収まらない図表等があるときはA3 サイズを用いても良い、その際は、A4 サイズに折り込む。

※図表等についてはバージョン間での表示のズレ等が生じないように配慮すること。

(1) 完成届

- (2) 分析結果及び分析評価を取りまとめた調査報告書
(3) 上記に係る電子データ (CD-R (W)、DVD-R (W)等)
(4) その他、本業務委託において作成した成果物

※分析結果については、グラフ、ランキング、分布状況などを活用し、わかりやすく表示すること。

5 その他

- (1) 本業務に定めのない事項については別途協議の上、決定する。
(2) 本業務に係る打合せや協議については、受託者が議事録を作成し、委託者の承認を受けるものとする。

(3) 受託者は、委託者に対して業務の進捗状況を定期的に報告する。

(4) 業務成果の帰属

①著作権の帰属

- ・本業務の実施により生じた著作権に関するすべての著作権は委託者に帰属する。

②著作権の処理

- ・本業務の実施による成果物は、映像、画像等の著作権上の権利関係の整理を済ませた上で納入すること。

(5) 成果物を納品した後において、成果品や業務履行上の瑕疵が判明した場合には、受託者の責任において適切に対処すること。